測量・建設コンサルタント等の

入札参加資格登録をされている皆様へ

平成24年２月

（令和３年３月一部改正）

（令和４年４月改定）

（令和７年２月一部改正）

大阪府都市整備部

**測量機器の所有の確認について**

令和７年４月１日以降に公告する大阪府都市整備部（住宅建築局を除く。以下同じ。）発注の測量調査業務において、測量機器の所有について下記のとおり必要書類を提出頂き確認することとしましたのでお知らせいたします。

記

１．業務で使用する主たる測量機器の所有（ファイナンスリースを含む）について求めます。

なお、落札候補者になった場合は、事後審査資料提出時に「測量機器の保有状況」（第４号様式）及び「測量機器の写真」（第５号様式）を提出してください。

２．レンタル（機器の一時使用）・共同所有は認めません。

３．検定証明書の写しを提出してください。

※令和７年４月１日以降に公告する業務では、原本の提出を不要とします。

４．機種毎に写真（第５号様式）を添付してください。なお、製造番号が測量機器に記載されていない場合は、写真に替えて保証書の写しを提出してください。

５．基準点測量の１級、２級以外で補足的にＧＮＳＳ測量器を使用する場合は、同機器の保有状況の記入は不要です。

届出のあった測量機器の情報は都市整備部でデータを管理し、不正な申請を排除するため、案件毎に製造番号等の確認を行います。

|  |
| --- |
| 問合せ先  都市整備部　事業調整室　契約管理グループ  TEL ０６－６９４４－６０３８（直通） |

なお、提出書類に疑義が生じた場合は、事情聴取及び必要により立入調査を行うことがあります。